

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

高槻市長

市町村名 (市町村コード)	高槻市 (27207)	
地域名 (地域内農業集落名)	柱本地区 (柱本) ※センサスに記載された集落名	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和8年8月19日 (第4回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

当地区は、農業者の高齢化が進み、遊休農地の更なる増加が懸念されることから、持続的に農地の利用を図りながら新規就農者等を確保・育成しつつ、地域全体で農地を利用していく仕組みの構築が課題である。

【地域の基礎的データ】

農業者(柱本実行組合 組合員数 令和8年5月末現在):63人

主な作物:水稲

(2) 地域における農業の将来の在り方

地域の農地の集積・集約化を進めるとともに、地域コミュニティの活性化のため、地域内外から農地を利用する者を確保し、地域と担い手が一体となって農地を利用していく体制の構築を図る。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	19.05 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	19.05 ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域としつつ、農業上の利用が困難である農地については保全・管理を行う区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
農地中間管理機構を活用して、認定農業者や新規就農者等を中心に団地面積の拡大、及び担い手への農地集積を図る。
(2)農地中間管理機構の活用方針
貸し手・担い手の意向を踏まえ、市の農地貸借斡旋に係る制度を活用し、農地中間管理機構を通じて段階的な集約化を図る。
(3)基盤整備事業への取組方針
必要に応じて実施する。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
市やJA等と連携し、農地を斡旋し、相談から定着まで切れ目のない取り組みを展開する。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
状況に応じ、当該支援サービスを活用し、遊休農地の発生防止を図る。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☐ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④輸出	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携	☒ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ⑦農地貸借に係る制度の活用等により担い手の確保を図りつつ、担い手が未定で耕作が困難な農地についても荒廃しないよう保全・管理に努める。
- ⑩地域計画に重大な影響を及ぼさない転用については、計画変更にあたっての地域協議を省略可能とする。